

地図の街区単位修正作業（測量作業）の 実施について（お知らせ）

熊本地方方法務局では、以下のとおり、平成28年熊本地震前に作成された登記所備付地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項地図）の街区単位修正作業（測量作業）を実施します。

当該作業に関する御質問等がございましたら、お問合せ先まで御連絡ください。

☆作業計画

作業地域 街区単位修正作業対象地域一覧表のとおり

作業期間 令和元年5月15日から令和元年12月13日まで

☆作業を実施する理由

現在、登記所（法務局）に備え付けている対象地域一覧表記載の地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項地図）は、地図上の土地の境界を現地に復元できる精度の高い地図とされているところですが、平成28年熊本地震に伴う地殻変動により、一部の土地が不規則に移動し、土地の境界と地図との間にズレが生じています。

熊本地方方法務局では、これらの問題を解消するため、当該地区を任意の街区（道路、水路等で区割りしたもの。）に区切った上で街区単位での測量を行い、登記所備付地図を修正します。

☆お問合せ先

〒862-0971

熊本市中央区大江三丁目1番53号

熊本第二合同庁舎

熊本地方方法務局復興事業対策室

TEL・FAX 096-364-2221

街区単位修正作業対象地域及び同作業対象地域図は、以下のとおりです。

作業対象地域一覧表	
上益城郡 嘉島町	大字鯨（一部）地番1763-1～1905-8, 2599～2603, 2607-1～2694-3, 2716-2～2721-1, 2722-1～2724-4, 2728-1～2729-5, 2732-1～2843-10 大字上島（一部）地番1883～1906, 1907-1～1917-4の一部, 1942-1 ～2013-3の一部, 2057-2～2064-3の一部 大字上仲間（一部）地番831-2～875-2の一部

同作業対象地域図

